

紹介手数料の返戻金制度について

当紹介所では、紹介に係る手数料の徴収に当たり、ご紹介した求職者の就業後、当該求職者が実際に就労して得る賃金が確定した後に、求人者様から実際にお支払いされる月間賃金を基に手数料を計算し、請求しております。

上記の通り、事前に手数料を一括徴収するものではないため、返戻金が発生しません。

従いまして、当紹介所では手数料返戻金の制度を設けておりません。

有限会社 アテンドサービス勝山